

令和7年度第2回薬事審議会	資料3
化学物質安全対策部会	

2025（令和7年）年12月17日

厚生労働省発医薬1127第51号
令和8年11月27日

薬事審議会

会長 奥田 晴宏 殿

厚生労働大臣 上野 賢一郎
(公 印 省 略)

諮詢問書

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「法」という。）第56条第1項第1号の規定に基づき、下記の1及び2の事項について、貴会の意見を求める。

記

- 別添に掲げる化学物質に係る法第2条第2項に規定する第一種特定化学物質の指定について
- 別添に掲げる化学物質を法第2条第2項に規定する第一種特定化学物質に指定することに伴う法第24条第1項の政令で定める製品、法第25条の政令で定める用途及び法第28条第2項の政令で定める製品の指定について

(別添)

番号	化学物質名
1	チオりん酸 $O\cdot O$ - ジエチル - O - (3, 5, 6 - トリクロロ - 2 - ピリジル) (別名クロルピリホス)
2	中鎖塩素化パラフィン ((1) (炭素数が14から17までのものであつて、かつ塩素含有率が重量比で45%以上である直鎖クロロアルカンを含有する物質又は混合物)、(2) (以下の分子式を有する炭素数が14から17までの直鎖クロロアルカンを含有する物質又は混合物 $C_{14}H_{(30-y)}Cl_y$ ($y \geq 5$)、 $C_{15}H_{(32-y)}Cl_y$ ($y \geq 5$)、 $C_{16}H_{(34-y)}Cl_y$ ($y \geq 6$)、 $C_{17}H_{(36-y)}Cl_y$ ($y \geq 6$)) 又は (1) かつ (2) を満たす物質)
3	「ペルフルオロアルカン酸 (炭素数が 9 以上 21 以下のものに限る。) (別名長鎖P F C A) 又はこれらの塩」及び「ペルフルオロアルカン酸関連物質 (フッ素、塩素又は臭素 以外の原子に直接結合するペルフルオロアルキル基 (炭素数が 8 以上 20 以下のものに限る。) を有する化合物であつて、自然的作用による化学的変化によりペルフルオロアルカン酸 (炭素数が 9 以上 21 以下のものに限る。) を生成する化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるもの)」